

飲食店への営業時間短縮要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、まん延防止等重点措置の対象となった区域にある飲食店に対し、
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき、下記のとおり営業時間の短縮要請を行います。
 また、要請に応じていただいた店舗に対する協力金の支給を行います。

記

1. 営業時間の短縮要請の概要

- (1) 要請内容 営業時間の短縮要請
- (2) 対象区域 磐田市、焼津市、藤枝市
- (3) 対象施設 飲食店（※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの場合は、営業時間短縮要請の対象外）
- (4) 要請期間 令和3年8月15日（日）0時から令和3年8月 ~~31日（火）~~ 19日（木）24時まで [17 5日間]
 ※準備期間8月15日～17日の3日間、18日以降の営業時間の短縮は必須
- (5) 要請内容
 - ・午後8時から午前5時までの営業は自粛
 - ・酒類提供（利用者による酒類の持ち込み含む）は終日行わないこと
 - ・カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を終日停止すること（カラオケボックスは対象外）

2. 協力金制度の概要

- (1) 対象事業者 対象区域内で要請に応じた事業者
 - ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主
 - ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
- (2) 支給条件
 - ・ふじのくに安全安心認証を申請する等、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
 - ・時短要請準備期間を除き、全ての期間において要請に応じていること
- (3) 金額
 - ・中小企業：3万円～10万円（日あたり売上高の4割）× 協力日数（店舗あたり）
 - ・大企業（中小企業で希望する者を含む）：（日あたり売上減少額の4割）* × 協力日数（店舗あたり）
 ※上限額は20万円

<協力金支給、不支給の例>（感染拡大防止の取組みを行い、営業時間の短縮を実施○）

ケース	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	～	29日	30日	31日	～	協力日数	
	時短要請（準備）期間			時短要請期間												
①	○	○	○	○	○	緊急事態宣言									5日	
②	×	○	○	○	○										4日	
③	×	×	○	○	○										3日	
④	×	×	×	○	○										2日	
⑤	×	×	×	×	○										不支給	
⑥	×	×	×	×	×										不支給	
⑦	○	○	○	○	×										不支給	
⑧	○	×	○	○	○										3日	

大規模な集客施設（建築物の床面積の合計が1,000m²超）について

分類	対象施設	要請
イベント 関連施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	○人数上限5,000人かつ収容率50%以内 ○午後8時までの営業時間短縮 (イベント開催時は午後9時まで) ○映画館は午後9時までの営業時間短縮
	集会場、公会堂 など	
	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、 柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園 地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニ ス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、ス ポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動 物園、植物園 など		
商業施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	○午後8時までの営業時間短縮
	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティッ ク業、リラクゼーション業 など	
	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨 店、家電量販店 など	